

新	旧
<p style="text-align: center;">救急医療対策事業実施要綱</p> <p>医発第 692 号 昭和52年 7月 6日</p> <p>(略)</p> <p>一部改正医政発 0329 第20号 令和6年3月29日</p> <p><u>一部改正医政発0313第21号</u> <u>令和7年3月13日</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～17 (略)</p> <p><u>第18 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業…………… 25</u></p> <p>第1～17 (略)</p>	<p style="text-align: center;">救急医療対策事業実施要綱</p> <p>医発第 692 号 昭和52年 7月 6日</p> <p>(略)</p> <p>一部改正医政発 0329 第20号 令和6年3月29日</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～17 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第1～17 (略)</p>

新	旧
<p><u>第 18 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業</u></p> <p><u>1. 目的</u> この事業は、救急医療機関の急性期病床確保のため、地域の医療機関等と連携し、回復した患者の転院などを促進する必要がある、地域内での救急医療に関する役割分担が円滑に行われるよう、病院救急車を活用し、高次の医療機関からの転院搬送を促進するとともに、救急搬送の需要が高まる場合に備えた患者搬送の手段の確保を図ることを目的とする。</p> <p><u>2. 補助対象</u> 都道府県の医療計画等に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する第二次救急医療機関における病院救急車で転院搬送を行う事業を補助対象とする。</p> <p><u>3. 運営方針</u></p> <p>(1) <u>事業の実施に当たっては、病院救急車の運転手を確保するとともに、搬送においては、患者の容態急変等の不測の事態に備えて、必ず病院救急車を保有する医療機関の医師、看護師又は救急救命士（以下、医療従事者）を同乗させることとする。</u></p> <p>(2) <u>病院救急車の運行に際しては、所属医療機関と病院救急車の間で通信手段の確保に努めなければならないものとする。</u></p> <p><u>4. 整備基準</u></p> <p>(1) <u>第二次救急医療機関として必要な診療機能及び病院救急車を確保するものとする。</u></p> <p>(2) <u>病院救急車を運行する為に必要な運転手及び医療従事者を確保し、運行体制を整備していること。</u></p> <p>(3) <u>厚生労働省医政局が行う病院救急車安全研修を運行管理者もしくは、運行実務者が受講していること。</u></p> <p>(4) <u>当該事業目的に従い十分に効果を発揮すること。</u></p> <p><u>(注) 「病院救急車」とは、患者搬送に必要な機器及び医薬品を装備し、担送での患者搬送が可能な道路交通法第 39 条に定める緊急自動車であって、医療従事者が同乗し、患者を医療機関等に搬送するまでの間、医療を継続し、搬送中の急変等にも対応出来る機能を有した医療機関に属する救急車のことを</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>いう。</u></p> <p><u>5. 留意事項</u> <u>病院救急車を運行する医療機関は、厚生労働省医政局が実施する現況調査や調査研究事業等に協力し、事業の実施状況を報告すること。</u></p>	

以上